

令和5年舟形町議会
第2回臨時会会議録

舟形町議会

令和5年第2回舟形町議会臨時会会議録

招集年月日 令和5年4月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 5月1日 午後2時00分

応招議員(10名)

1番 伊藤 廣 好 6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹 7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光 8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一 9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文 10番 斎 藤 好 彦

不応招議員(なし)

令和5年5月1日（月曜日）

第2回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和5年第2回舟形町議会臨時会

令和5年5月1日（月）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長 鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者 伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長 沼澤 一 征	監 査 事 務 局 長	相馬 広 志
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 事 沼澤 靖 子

議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

追加1日程第 1 会議録署名議員の指名

追加1日程第 2 会期の決定

追加1日程第 3 諸般の報告

追加1日程第 4 議員派遣の報告

- 追加1日程第 5 副議長の選挙
- 追加1日程第 6 議席の指定
- 追加1日程第 7 各常任委員会委員の選任
- 追加1日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 追加1日程第 9 最上広域市町村事務組合議会議員の選挙
- 追加1日程第10 町長あいさつ
- 追加1日程第11 承認第 1号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について
- 追加1日程第12 承認第 2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認について
- 追加1日程第13 承認第 3号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 追加1日程第14 報告第 1号 令和4年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 追加1日程第15 議案第39号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について
- 追加1日程第16 議案第40号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 追加1日程第17 議案第41号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について
- 追加1日程第18 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について
- 追加1日程第19 議案第43号 除雪ドーザの取得について
- 追加1日程第20 議案第44号 舟形町監査委員の選任について
- 追加2日程第 1 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加2日程第 2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加2日程第 3 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時09分 開会

臨時議長 ただいまより令和5年第2回舟形町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番叶内昌樹議員、3番荒澤広光議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の配付、お願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 なしの声がございますので、それでは配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。それでは、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。点呼を命じます。

事務局長 それでは、投票順にお呼びいたします。2番叶内昌樹議員、3番荒澤広光議員、4番伊藤欽一議員、5番小国浩文議員、6番石山和春議員、7番奥山謙三議員、8番斎藤好彦議員、9番佐藤広幸議員、10番八鍬太議員、1番伊藤廣好議員は議長席で投票をお願いします。

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

次に、開票を行います。開票立会人の叶内昌樹議員、荒澤広光議員の立会いを願います。演壇までお願いいたします。それでは、事務局職員、開票をお願いいたします。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票ゼロ票。有効投票中、斎藤好彦議員6票、八鍬

太議員 4 票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票です。よって、有効投票数の最多を得た斎藤好彦議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

ただいま議長に当選されました斎藤好彦議員が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

斎藤好彦議員は、議長席で当選承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

これで、私の臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長 ただいま舟形町議会議長に選任されました斎藤でございます。何とぞよろしくお願いをしたいと思っております。大変未熟者でございますので、何とぞ皆様方のお力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

今、新庄最上が大きく変わろうとしている時代でございます。この大きな波に舟形町が乗り遅れないように議員 10 名一致団結し、森町長以下執行部の皆様方と知恵を出し合ってよりよいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。何とぞこれまで八鍬議長同様、皆様方のお力添え賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

ここで暫時の間、休憩をいたします。追加議事日程の資料配付を行いたいと思っております。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 28 分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで追加の日程についてお諮りをいたします。お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 追加日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長が指名いたします。1 番伊藤廣好議員、5 番小国浩文議員の両名を指名いたします。

追加日程第 2 会期の決定

議長 追加日程第 2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

追加日程第3 諸般の報告

議長 追加日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略いたします。

追加日程第4 議員派遣の報告

議長 追加日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略いたします。

追加日程第5 副議長の選挙

議長 追加日程第5 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番伊藤廣好議員、4番伊藤欽一議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配付いたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の配付をお願いします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。お願いします。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。点呼をお願いします。

事務局長 それでは、投票順にお呼びいたします。1番伊藤廣好議員、2番叶内昌樹議員、3番荒澤広光議員、4番伊藤欽一議員、5番小国浩文議員、6番石山和春議員、7番奥山謙三議員、9番佐藤広幸議員、10番八湊太議員、8番斎藤好彦議員は議長席で投票をお願いいたします。

議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人、伊藤廣好議員、伊藤欽一議員の立会いをお願いします。演壇までお願いします。それでは事務局長、開票をお願いします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票ゼロ票です。有効投票中、伊藤欽一議員2票、佐藤広幸議員8票。以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は3票です。よって、有効投票数の最多数を得た佐藤広幸議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

佐藤広幸議員が議長におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

佐藤広幸議員は、演壇にて当選承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

副議長 このたび副議長に当選をさせていただきまして、誠にありがとうございます。

まずもって、議長となられました斎藤議長の補佐をしっかりとさせていただきまして、この舟形町議会運営をしっかりとサポートしていきたいというふうに思います。その上で、この舟形町議会の一番最も重要である議論をしっかりと、議会運営をしていくという議論をまずさせていただくような議会づくりをしていくべきではないかなというふうに思っております。また、この選挙戦を通じて、やはり議員の成り手不足あるいは女性議員を望む町民の声、そういったことにこの議会がどういうふうな対応をしていけるかという、そういうことが町民から課せられた課題ではないのかなというふうに思っております。これをしっかりと斎藤議長の下、取り組ませていただきたいと思いますので、議員の皆様方をはじめ執行部の皆様方と協力し、議論し合いながらさせていただきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

追加日程第6 議席の指定

議長 追加日程第6 議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により議長が指名いたします。各議員の指名と議席の番号を事務局に朗読させます。お願いします。

事務局長 それでは朗読いたします。

1番伊藤廣好議員、2番叶内昌樹議員、3番荒澤広光議員、4番伊藤欽一議員、5番小国浩文議員、6番石山和春議員、7番奥山謙三議員、8番八鍬太議員、9番佐藤広幸議員、10番斎藤好彦議員。

以上でございます。

議長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時45分 休憩

午後3時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

追加日程第7 各常任委員会委員の選任

議長 追加日程第7 各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名いたします。一括で指名をいたします。

お諮りいたします。最初に、総務文教常任委員会委員には佐藤広幸議員、八鍬 太議員、石山和春議員、叶内昌樹議員、伊藤廣好議員。

次に、産業振興常任委員会には斎藤好彦議員、奥山謙三議員、小国浩文議員、伊藤欽一議員、荒澤広光議員。

最後に、議会広報常任委員会には小国浩文議員、伊藤欽一議員、荒澤広光議員、叶内昌樹議員、伊藤廣好議員の5名を指名いたします。

以上、各常任委員会委員を指名いたしました。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました各議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会の委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

最初に総務文教常任委員会及び産業振興常任委員会の互選を行いたいと思います。

暫時休憩をいたしたいと思います。総務文教常任委員会が議長室、産業振興常任委員会が議員控室でよろしくお願ひします。

午後3時04分 休憩

午後3時11分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

続きまして、議会広報常任委員会の委員長、副委員長の互選のため常任委員会を招集いたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時11分 休憩

午後3時16分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

議長の諸般の報告を行います。各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、

その結果をご報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長には石山和春議員、副委員長には叶内昌樹議員。

産業振興常任委員会、委員長には奥山謙三議員、副委員長には荒澤広光議員。

議会広報常任委員会、委員長には荒澤広光議員、副委員長には小国浩文議員と決定いたしました。

以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありましたので、ご報告申し上げます。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

議長 次に、追加日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員には、伊藤欽一議員、石山和春議員、奥山謙三議員、荒澤広光議員、以上の4名を指名いたします。議会運営委員会委員を指名いたしました、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸議員を選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選のため休憩し、議会運営委員会を招集いたします。暫時休憩をいたします。

午後3時18分 休憩

午後3時22分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

議長の諸般の報告を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

議会運営委員会の委員長には伊藤欽一議員、副委員長には奥山謙三議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

議長 次に、追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

最上広域市町村圏事務組合議会は、組合規約第5条第2項の規定により、市町村議会の議長と議員の中から選任された1名をもって組織されております。そのため、議長を除く議員の中から1名について選挙となります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

小国浩文議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した小国浩文議員を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、小国浩文議員を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

追加日程第10 町長あいさつ

議長 次に、追加日程第10 町長挨拶。町長の挨拶を受けます。

町長 本日は令和5年第2回舟形町議会臨時会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

4月23日に実施されました町議会議員選挙において当選されました議員の皆様、誠におめでとうございます。改めて心からお祝いを申し上げます。

また、ただいま本議会におきまして、議長、副議長選挙により当選されました斎藤議長、佐藤副議長及び各常任委員会の選任、互選により委員長、副委員長、委員になられました皆様に心からお祝いを申し上げます。

議会と行政の関係性の例えについては、当選証書付与式でも申し上げましたが、現在の国内外の社会情勢の変化の速さを見たときに、道路を走り前進を止めても安全な車の両輪というよりも、私は町民の幸せという目的地に向かって多くの町民を乗せて飛行し、前に進まなければ墜落してしまうジェット旅客機の両翼だと思います。片翼では当然墜落してしまいますし、それぞれの翼に燃料とエンジンを搭載し、そのエンジンの推進力で飛行している状態で燃料の量、財源や気象条件、社会情勢等を考慮しつつ、町民の安全を確保しながら町民の幸せという目的地まで飛び続けなければならないからであります。

町民が町民の幸せという目的地に安全に到着できるよう議会と行政が切磋琢磨しながら舟形

町を前へ前へと進めてまいりましょう。ご協力よろしくお願いを申し上げます。

また、国内の社会情勢はポストコロナ対策や電気や燃油等エネルギー価格高騰対策、少子化子育て対策が急務であります。町では「住んでいる人が誇れるまち」「豊かな舟形」を目指して、今住んでいる町民の皆様の困り感を共有しつつ、それらを改善・整備し、また子供たちが舟形町に生まれてよかったと言ってもらえるような夢のあるまちづくりに職員と一丸となって努力しているところであります。第7次基本計画で目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまち」「豊かな舟形」の実現に向けてなお一層職員と一丸となって頑張っている所存でありますので、今後とも議員の皆様方には舟形町民の幸せのため、また舟形町発展のためご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案します案件は、令和4年度舟形町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について及び令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認について、舟形町の税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてと専決処分の承認が3件、令和4年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてが1件、令和5年度舟形町一般会計補正予算（第1号）及び令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、小型動力ポンプ付消防積載車取得についてが2件、除雪ドーザの取得についてが1件、舟形町監査委員の選任についてと人事案件が1件、以上10件でございます。

提出いたしました議案について、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。まして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 会議の途中でございますが、ここで3時50分まで休憩といたします。

午後3時30分 休憩

午後3時49分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

ここでお諮りをいたします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により午後5時30分まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、午後5時30分まで延長いたします。

追加日程第11 承認第1号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

議長 追加日程第11 承認第1号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 この補正予算に反対するものではありませんけれども、町長の考えをちょっとお聞きしたいということで質問させていただきます。

16ページの2の1財産管理費ですか、この中で積立金、公共施設整備基金積立金1億8,700万円ほどしておりますけれども、私が議員になってからこの庁舎、耐震化工事に賛成をしてきたわけですけれども、ここにきて感じるのが住民サービスの最も基本である庁舎が非常に住民サービスにできていないんじゃないかなというふうに最近考えているところであります。

そういった中で、この庁舎建設と申しますか、新築、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 庁舎建設に対して前向きなといいますか、ご提案をいただきましたけれども、現在、私の考え方としてこの庁舎を建て替えるというふうなことは、今のところ考えておりません。公共施設整備基金積立金に補正増をした経緯につきましては、今年度第二庁舎のほうは国の歩道整備事業の関係で移転をしなければいけないというふうなことがございまして、そういったところの駐車場整備であったり、現在、保健センター、防災センターに行くところについて、会計室の前がちょっとスロープになっております。そうしたときに、冬季間、かなり滑るというふうなことがありまして、そういったところを解消する必要があるのではないかなというふうなことで、できる限り公共施設整備基金のほうに積立てをすると。また4番議員のほうからも言われておりますが、舟形中学校の積立てというふうなことも、改築というふうなこともありまして、できる限り公共施設の整備基金のほうに積み増しをしておるんですが、基本的には役場庁舎というよりはそういった住民サービスのほうに直接関わるほうが大事かなというふうに思っております。

いつかの時点でまたおとしぐらいまで国のほうで庁舎建設に対する起債等もあったんですが、現在はそれもなくなっているというふうな状況もございまして、またそういった制度ができた折に庁舎建設は考えていければというふうに思っているところでございます。

7番 町長の考えは分かりました。

ぜひお願いしたのが、現在の庁舎、本庁舎、あと旧保健センターの第二庁舎あるわけですが、今回、案内的なラインを引いて町民が利用しやすいような環境づくりを進めていることが十分理解できますが、さらなる住民が使い勝手のよい現在の庁舎の中で知恵を出していただいて、町民の方々が使い勝手がよいこの施設の改修等について進めていただきたいというふうなことを要望しておきたいというふうに思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 案内板といいますか、案内のラインについては、職員のほうが一生懸命考えてこういうこ

とをしたら町民の方もあっち行ったりこっち行ったりせずにできるのかなというふうなことでアイデアを出していただきました。

町としましても町民目線で職員と一緒にその使い勝手というふうなもの、町民のための町の庁舎というふうと言われるように努力してまいりたいというふうに思います。

議長 ほかに質問ございませんか。

2番 同じ16ページの2の1の5財産管理費の公共積立金ですけれども、ただいま第二庁舎の駐車場の話出ましたけれども、今、あそこの庁舎を駐車場にする場合に、まず48ライナーとかのバスの停留所とかになっているわけですけれども、その点も踏まえながらですけれども、ある方から自転車の置場が駅にあって、役場の敷地内にとりか、バス停にも駐輪場的なものが置けないのかということがありますけれども、その第二庁舎を駐車場にする場合の48ライナー等々の冬のバス停になるのか、そういう考えがあるのかちょっとその点お聞きしたいと思います。

町長 その点については、職員のほうにも指示をしております、やはり舟形町の最上地域における地の利を有効に使うというふうな意味では、48ライナーが通っているのは新庄市と舟形町だけ。しかも48ライナーを使って仙台市内の専門学校等にまで通えるというふうな状況がございます。仙台まで通学できるまちというふうなことで、町としてもPRしていければというふうに思います。

一方で、現在、48ライナーの停留所があるんですが、特に冬の間、また雨というふうなことになった場合に、利用者の方については送迎されてきた車の中で待っているというふうなこと、また時間がない方については、寒空の中、スーツケースとかを持って立っ立っしゃるといふふうなことがあります。それを見ていて、やはりそれではまずいだろうというふうなことで、現在、町としてその停留所というふうなものを屋根つきである程度快適にできる、そういう停留所を造ろうというふうに思っています。

当然、山交さんのほうとも連携しながらバスが来たことが知らせる、もしくは停留所に乗る人がいるというふうなことが相互に理解できるような装置等も含めて、山交さんとも協力しながらこれを進めていければというふうに考えております。

以上です。

2番 やはり仙台圏を結ぶルートとして舟形町が一本あるということで、庁舎側もそうですけれども、その反対側のヘイベイさんのところも、冬場ですけれどもバスの遅れ等が全然分からなくて、来るのかなと思って山交に電話しても、間もなく着きますとかという、そういった形で分かるシステムも、やっぱり待ち時間も考えると寒空の中、大変だと思いますので、そういうシステムも山交さんとも協議しながら進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長 第二庁舎が移転しなければならなくなった理由としても、国土交通省さんのほうで協力していただいて、バス停というふうな、バスレーンというふうな話をさせていただいたところなんです、バスレーンは停留所というものを造るのはちょっと厳しいということで、その代わりに右折レーンを造ると、そのことで道路幅が広がって、現在、上下線一車線がしかないために信号が近いにも関わらずバスが止まってしまうと後ろにつながるというふうな危険もございますので、その部分を広げていただけるというふうなこともありましたので、そういう国土交通省のほうの配慮にも町としてもしっかり応えていきたいというふうに思いますし、しっかりと山交さんとも話をしながら利用者が非常に使いやすいというふうな停留所にしていきたいというふうに考えております。

2番 停留所の件はよろしくをお願いします。

あとそれと、今後、運動づくりの一環としても自転車の利用を促進するためにも、そういう自転車で来られる方の駐輪場的なものもちょっと考慮していただきたいと思います。

議長 答弁はよろしいですか。（「答弁は要りません」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

1番 16ページになりますけれども、ふるさとづくり応援事業費の関係ですけれども、令和4年度末の見込みとして、基金積立はどれぐらいになる見込みですか。

総務課財政担当課長補佐 元気ふるさと基金の令和4年度末については、9億5,000万円ほどの残高となる見込みでございます。

当初予算でも取り崩してはしておるので、その分を除いてというか、その分は含まないでというふうになりますけれども、当初予算を含むともう少し減りますけれども、取り崩しを入れますと。

1番 納税額、多額な納税額になっていますけれども、返礼品あるいはいろんな手数料とか諸経費、そういう割合というのは納税額の大体何パーセントぐらいを諸経費としてなっているか、お願いします。

まちづくり課長 ふるさと納税につきましては、返礼品は寄附額の3割以内ということで、ルールで決まっております。全体的な経費につきましては、5割以内といったことで国のほうのルールで決まっている内容となっております。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

追加日程第12 承認第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認について

議長 追加日程第12 承認第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 25ページの7番の基金積立金ですけれども、令和4年度末の累計の積立額の見込みはどれぐらいになるのでしょうか。

総務課財政担当課長補佐 令和4年度末で2億6,500万円ほどの残高となる見込みとなっております。

以上です。

1番 基金のほうも1か月の医療費の3か月分は最低確保しなきゃならないというのは聞いておりましたので、どのくらいあるのかなということでした。

ちなみに1か月当たりの平均の医療費の支払額というのは、大体どれぐらいになっているのでしょうか。

町長 制度が大分変わりました、県内で一つになっておりますので、基金を持たない自治体も出てきているんです。3か月分の医療費を持たなければならないというような目的で基金を積んでいるというふうなことではなくて、現在今まで積んでいた基金は県のほうで一本化されたために必要でないというふうなことで、保険料も下げながらこの基金を活用しているというふうな状況でありますので、昔とは大分制度が違っていることをまずご理解いただければというふうに思います。

健康福祉課長 医療費関係、療養費関係ですけれども、今回、歳出のほう減額補正しておりますけれども、県統一化されまして、年度末のほうに大体確定額の金額で通知されております。歳入歳出の補正がそれに関係して今回発生しているわけですけれども、歳出のほうにつきましてもこちら歳出の額の確定に基づいて減額しておりますので、減額後の金額が年間の療養費の総額ということになりますので、毎月の支出については増減ありますけれども、これを割った金額で、月数で割った金額がめどになるかと思っております。

以上です。

1番 金額というのはあれですか。大体どれぐらい平均で支払っているというのは分からないですか。

健康福祉課長 今回、減額後の金額を12で割りまして、2,880万円程度が平均になるかと思えます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

追加日程第13 承認第3号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 追加日程第13 承認第3号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 11ページの附則の第3条固定資産税に関する経過措置の中で、第2項の6行目ですか、特例対象資産となっていますけれども、これは具体的にどういうものを指すのでしょうか。

住民税務課長 これについては、中小企業がコロナ禍で苦しい中でも最先端技術を用いて投資をした償却資産に対して、令和5年3月末までその償却資産税についてわがまち特例という市町村ごとに税率を変えられるものがあるんですけれども、そういうものが対象となるというものでございます。

その対象にするに当たっては、税理士等の弁護士等の証明が必要になりますけれども、そういう場合について舟形町の場合は、ゼロにしておるということでございます。

1番 舟形町の業者では該当しないということですか。

住民税務課長 先ほどの税理士の申告に基づいて、該当した件は1件ございます。

議長 よろしいですか。

1番 固定資産税の関係ですけれども、住宅がある場合については土地は固定資産税が軽減されるというか、6分の1軽減ですか。あるわけですけれども、今、空き家等で解体した場合については、軽減税率ではなくて固定資産税が高くなるというような現状でありますけれども、今、国でもいろんな空き家対策に関する手立てはしていますけれども、その辺の税率の解体した場合の控除、それらについては国のほうの動きというのは、今どうなんでしょうか。いろんなほかの施策はありますけれども、固定資産そのものについては軽減のあれというのはないように理解していますけれども、その辺、今の現状はどうなっているのでしょうか。

住民税務課長 今言った件で、都市部であれば固定資産が解体した場合、6倍に上がるとかというのは聞いていますが、舟形町の場合はそこまでの、同様ぐらいで済むという計算で今なっておる状況です。

今、説明申し上げた地方税法の中で、将来的にというのは全然出てきていませんし、このたびの令和5年度税制改正の中でも、その議論するまではちょっと把握していませんが、小さい部会とか委員会では出ているのかもしれませんが、そこまでは我々のほうに話は来ていないところでございます。

議長 伊藤議員の本件に関する質疑は既に3回となりましたが、標準会議規則第55条のただし書の規定によって、特に発言を許可します。

1番 ありがとうございます。

そうすると、例えば舟形町の場合、空き家を解体して更地にした場合、固定資産税は上がらないということでもいいですか。宅地としての固定資産税が上がるんじゃないですか。

住民税務課長 上がらないとは私言っていないで、6倍とかという都市部で言われるほどうちの町は上がらないと聞いているということです。

だから、個別個別のちょっと内容じゃないと判断できないところなので、一緒くたに上がらないとか上がるとかということは今申し上げられないということでございます。

議長 ほかにございませぬか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

追加日程第14 報告第1号 令和4年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 追加日程第14 報告第1号 令和4年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告であります。
以上で報告を終わります。ご了承願います。

追加日程第15 議案第39号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

議長 次に、追加日程第15 議案第39号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

3番 今説明いただきました16、17ページの16ページ、すみません、17ページの6番ですね。農業用水ポンプ電気料高騰対策支援事業ということで、これは令和4年度の中でも20件、金額で434万円ですか。多分、補助があったと思いますけれども、これは令和4年度で該当された組合、あるいは水利組合、あるいは開田組合ですか、それにもダブっても該当になるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

農業振興課長 前年度の事業につきましては、令和4年度の電気料の高騰分ということで、今回の事業につきましては、令和5年度の高騰分ということで、十分重複して団体が申請することは可能でございます。

3番 この件に関しまして今現在ですけれども、各種組合あるいは開田組合ですか、そういうふうなところから問合せなどは、今現在あるのでしょうか、ないのでしょうか、教えていただきたいと思えます。

農業振興課長 事業については、問合せはございません。そういうことではなくて、電気料の高騰が昨年の11月時点で、令和5年の電気料が3割から4割上がるよというふうな試算が東北電力さんから各団体に届いてございまして、そちらを非常に不安に思っている方、また、政府の電気料高騰対策についてどの程度効果があるのかというふうなことで心配している農家さんが多数いる状況でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

追加日程第16 議案第40号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) について

議長 次に、追加日程第16 議案第40号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 31ページの工事請負費でありますけれども、これについてはマンホールポンプの工事というふうなようですけれども、これは町内の業者さんに発注なるのでしょうか。

地域整備課長 こちらのポンプについては、製造は受注生産という形で太平洋気候株式会社での受注生産になります。

据付けにつきましては、ポンプ設備を扱っております町の下水道の管理をしております、山形環境さんに随意契約するような形になろうかと考えております。

以上です。

1番 今、大変人口減少、空き家も多くなってきておりますし、世帯数も公共下水道の中での関係世帯というのは減っていると思うんですが、加えて電気料金の値上げ等、今あるわけですが、そういう中で公共下水道の特別会計の運営というか、今どのような影響を受けているのか、その辺をお願いしたいと思います。

地域整備課長 人口減少しておりますので、やはり使用料につきましては少しずつ減っているような状況でございます。

電気料の高騰につきましても、かなり大きく高騰しております、特別会計の経営的にはかなり厳しい状況になっていると考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

追加日程第17 議案第41号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について

追加日程第18 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について

議長 追加日程第17 議案第41号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得について及び追加日程第18 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得についてを議題といたします。

議案第41号及び第42号につきましては、一括提案、審議をいたしまして、採決につきまして各個別に採決をしたいと思います。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 私から再度確認なんですけれども、これで町内会の寄附金が2巡目で終わったという認識でよろしいでしょうか。

住民税務課長 今年度のこの2台で全団分の消防積載車については、配備になったということですから。

5番 2巡目をもって次からは寄附は頂かない方向だと町長から答弁をいただいたものですから、ここで再度確認になりますけれども、今後、町内会には寄附は求めないという認識でよろしいでしょうか。

住民税務課長 議員言われたとおり、そのように考えておりまして、なお、昨日の町内会長会議でもそのように申し上げたところでございます。

議長 ほかにございませんか。

3番 小型動力ポンプ付積載車ですけれども、令和4年度でも普通車、あと軽の積載車ですか、それぞれ1台ずつ入っていると思います。令和4年度に関しましては、当初予算1,386万5,000円、令和5年度に関しましては1,881万円ということで、前年対比135%の増になっておりますけれども、令和4年度に取得した普通車の積載車ですか。その取得金額を教えてください。

ただければと思います。

住民税務課長 令和4年度での普通車は契約しておりませんが、令和3年度になりますけれども、それについては1,011万5,930円でございます。

3番 やはりもろもろ今、世の中、値上がりしていますけれども、これも特に令和3年度に導入したものと設備的に、設備的といいますか、仕様ですね。特段大きな変更がなくて金額が大幅に値上がりしたというふうな認識でよろしいでしょうか。

住民税務課長 議員おっしゃるとおりでございます。

車自体の値上がりに加えまして、ポンプも若干上がっているということもあります。あとは、取付けにかかる人件費なんかも上がっているというのが、アップした要因でございます。

3番 内容、了解いたしました。

あと前に私、一般質問の中でも消防団の方のこの車を運転するための運転講習、実技講習をぜひお願いしたいというふうな要望やってあったんですけども、今年度コロナがアフターコロナということで、こういうふうな運転講習の取組計画はどうなのか、ちょっと教えていただければと思います。

住民税務課長 今年度の計画の中ではそこはちょっと考えていない、今のところは状況でございます。

議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑をこれで終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより個別に議案ごとに採決をいたします。

初めに議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

追加日程第19 議案第43号 除雪ドーザの取得について

議長 次に、追加日程第19 議案第43号 除雪ドーザの取得についてを議題といたします。提案

理由の説明を求めます。

地域整備課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 私、確認のほうなんですけれども、これ買うことについては何ら反対するものではありませんけれども、これドーザ、舟形のやつは2人体制のドーザなのか、1人で運転できるものなのか、その辺の確認をお願いします。

地域整備課長 乗車定員2人となっておりますので、2人体制で乗るドーザであります。

5番 2人乗りということで。ただ、私が心配しているのは、だんだんオペレーターの年齢も上がってきて、人も少なくなってきているので、全部というか、県とかそういうところは2人体制のドーザになるわけなんですけれども、県でもグレーダなんかは1人体制とか、普通タイヤショベルなんかは1人で作業をやっているところが多いと思いますので、今回2人乗りを提供したということですので、これは今後考えていったほうがいいのかということなので提案をさせていただきます。

議長 答弁は。

地域整備課長 1人体制というのもあるかと思いますが、まずは安全第一で体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

1番 今回の取得の落札額60%切っているんですけども、一般財源というか、町の持ち出しはどれぐらいになりますか。

地域整備課長 こちらのドーザにつきましては、社会資本総合整備交付金を活用しまして、補助率3分の2になっておりますので、補助残としましては3分の1になります。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番 ドーザに関してですけれども、この中に納入予定時期はちょっと書かれてないんですけれども、いつ頃めどに契約になったのか、教えていただければと思います。

地域整備課長 納期につきましては、3月22日を納期としております。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付のため暫時休憩をいたします。

午後5時17分 休憩

午後5時19分 再開

議長 会議を再開します。

追加日程第20 議案第44号 舟形町監査委員の選任

議長 追加日程第20 議案第44号 舟形町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、伊藤欽一議員の退場を求めます。

(伊藤欽一議員 退場)

議長 提案理由の説明を求めます。

町長 追加配付されました議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第44号 舟形町監査委員の選任について。

次の者を舟形町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意を求め。令和5年5月1日提出、舟形町長。

住所につきましては、舟形町長沢2780番地の5。氏名については、伊藤欽一議員さんでございます。昭和31年9月6日、66歳の方でございます。

伊藤欽一議員さんにつきましては皆さんもご承知のとおり、人格高潔、見識の高い方でありまして、監査委員に最適の方でありますので、皆さんのご同意を賜りますようご提案申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

伊藤議員の入場を許可します。

(伊藤欽一議員 入場)

議長 伊藤議員が議場におられますので、議案第44号は原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

ここで文書配付のため暫時休憩をいたします。

午後5時23分 休憩

午後5時23分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

追加日程についてお諮りをいたします。先ほど各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長より閉会中の継続審査の申出がありました。これを本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事につきましては、追加議事日程に従って進めてまいります。

ここでお諮りをいたします。会議時間は5時30分まで延長いたしましたが、会議規則第8条第2項により6時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、午後6時まで延長したいと思います。

追加2日程第1 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長 追加2、日程第1 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則74条の規定によりお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

追加2 日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長 追加2、日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元にお配りいたしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加2 日程第3 議員派遣の件

議長 追加2、日程第3 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読をさせます。

事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては原案のとおり決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和5年第2回舟形町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、大変ありがとうございました。

午後5時28分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議	長	齋	藤	好	彦		
臨	時	議	長	伊	藤	廣	好
署	名	議	員				
署	名	議	員	小	国	浩	文